

教生学第 1173 号

平成 27 年 3 月 23 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 10 次報告）について  
（通知）

このことについて、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に周知するとともに、各学校において、関係機関と連携して児童虐待防止を推進するよう、指導助言願います。

○ 参考通知

- ・「教職員向け児童虐待防止資料『児童虐待防止のために学校ができること・必要なこと』の送付について」

（平成 26 年 12 月 10 日付け教生学第 866 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

- ・『『児童虐待防止に係る保護者向けリーフレット』の送付について」

（平成 26 年 3 月 17 日付け教生学第 868 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

- ・「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」

（平成 22 年 3 月 26 日付け教学健第 1601 号学校教育局安全・健康課長通知）

- ・「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」

（平成 22 年 3 月 26 日付け教学健第 1600 号学校教育局安全・健康課長通知）

（生徒指導・学校安全グループ）



事務連絡  
平成27年3月17日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課 御中

文部科学省生涯学習政策局  
男女共同参画学習課家庭教育支援室

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第10次報告）  
の送付について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省に設置されている「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「委員会」という。）において、標記報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、昨年9月に公表されました。

また、同年8月より、関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、12月26日の第4回会議において、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、関係府庁で連携して速やかに実施に向け取り組むべき対応策が取りまとめられたところです。（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jidou/>）

報告書について、教育機関に関連する記載を別紙のとおりまとめておりますので、各教育委員会におかれては、報告書の趣旨を踏まえ、関係機関との連携の下、児童虐待防止対策の更なる推進に努めていただくようお願いいたします。

また、域内の教育委員会や学校等に対しても、関係機関との連携による児童虐待防止対策の推進を促していただきますようお願いいたします。なお、各都道府県・市町村の児童福祉主管部局に対しては、厚生労働省より報告書の送付がなされているとともに、HP上（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057947.html>）にも公開されておりますので、その旨申し添えます。

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省 生涯学習政策局  
男女共同参画学習課 家庭教育支援室  
TEL：03-5253-4111（内線2927）

## 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第10次報告) (抄)

### II 特集1: 0日・0か月児死亡事例について

#### 2 0日・0か月児死亡事例における妊娠期の問題

##### (4) 「望まない妊娠」に係る虐待事例を防ぐための対策

###### ② 周知・啓発

###### イ 広く一般に対する周知・啓発

「望まない妊娠」は、様々な要因により、誰しも抱える可能性がある問題であるということは、前述したところであるが、これを踏まえれば、思春期から、性に関する正確な情報を提供し、妊娠や出産に関して、責任を持った判断、自己決定ができるように教育や情報の提供が重要である。また、知人、友人など身近な人が、「望まない妊娠」などにより、妊娠に対して悩みを抱えている場合、理解者となって支援機関につなげるなど、一人一人が支援者となり得るような社会の醸成のための周知・啓発を行う必要がある。

### III 現地調査(ヒアリング調査)の結果について

#### 2 問題点と対応策

##### (2) 転居を繰り返すことにより社会的に孤立しがちな家庭への対応

###### iii 対応策

乳幼児健診の未受診かつ転居を繰り返す家庭を把握した場合、その後の調査や対応方法等のフローを含め、具体的な体制を各市町村において整備し、実行していく必要がある。

これらの体制を整備しながら、市町村においてできる限り居住実態の把握に努めてもなお、詳細が把握できない場合には、速やかに児童相談所への情報提供を行い、児童相談所と協力しながら、さらなる情報収集や実態の把握に努めることが重要である。

また、教育機関においては、義務教育の就学年齢に達した児童に関する情報把握が可能という特長(役割)があることから、未就学児童の事実を把握した際には、虐待のリスクが高いことを念頭に置くことが肝要となる。例えば、就学時点から居住実態が不明である場合は、乳幼児健康診査の受診履歴や予防接種の接種歴、DVなどの相談履歴の有無について、市町村の母子保健担当部署や虐待対応担当部署、婦人相談所などへの情報照会を行い、さらなる実態把握に努める必要がある。併せて児童相談所に対しても、虐待などの相談履歴の有無を確認しつつ情報共有を行い、関係機関との協働による実態把握と、就学に向けた速やかな対応を行う必要があると考える。

上記の対応を行う上では、要保護児童対策地域協議会の積極的な活用が重要である。また、同協議会を通じて各関係機関が有する情報をつなぎ合わせ、当該家庭に対するリスクアセスメントを行うことが、虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な対応へと結びつくことになる。

## VI 課題と提言

### 1 地方公共団体への提言

#### (2) 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実

##### ① 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応

市町村は、過去に発生した虐待死事例を踏まえて、合理的な理由がなく乳幼児健康診査や就学時の健康診断を子どもに受けさせていない家庭は、虐待のリスクが高い場合もあり得ることを認識し、当該家庭に関する情報収集や支援に努めなければならない。

このため、市町村の母子保健担当部署や学校及び教育委員会は、電話、文書、家庭訪問等、様々な勧奨方法を通じて各健診の受診に結びつけるとともに、勧奨に応じず家庭訪問等でも子どもに会えない場合には、市町村の虐待対応担当部署に情報提供をする必要がある。

情報提供を受けた虐待対応担当部署は、児童相談所などを始めとする他の関係部署に対して、当該家庭に関する情報収集を行うことにより実態を把握するとともに、支援の必要性をアセスメントした上で、それぞれの状況に応じた適切な対応に結びつける必要がある。

##### (3) 職員の専門性の確保と資質の向上

##### ① 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上

児童虐待防止法には、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるべき旨が規定されていることについて、子どもや家庭に関わる関係機関の職員へ強く周知していく必要がある。

特に、市町村は、子どもと家庭に最も身近な行政機関であり、各種の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な対応、さらには施設を退所した後の在宅支援などに亘る一連の役割を担っている。

そのため、これらの業務を担う市町村職員においては、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の背景、養育者に精神疾患が認められる場合には、このことが子どもの養育に及ぼす影響やそれに対する支援のあり方、家族全体を捉えるアセスメントの手法など、基礎的な知識の習得とともに、面接場面のロールプレイ等、実践的な内容も織り交ぜながら、相談援助技術の獲得や向上を図ることが求められる。

したがって、市町村は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員の採用や、職員がこれらの資格を取得することについて推進するよう努めるとともに、職員を対象とした虐待に関する体系的な研修の機会を継続的に確保することが必要であり、市町村単独での定期的な研修の開催が困難な場合には、都道府県単位における研修会を開催するよう努めなければならない。

なお、市町村における児童家庭相談援助については、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成22年3月31日付雇児発0331第6号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されているので、参照されたい。